

かゆいところに手が届く！ —多摩・島しょ自治体お役立ち情報—

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向、今さら聞けない行政用語など、知りたいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

森林がない・少ない自治体が 森林環境譲与税を活用するためのポイント

調査部研究員 上原 唯（多摩市派遣）

1. はじめに

森林環境税・森林環境譲与税という税をご存知でしょうか。森林環境税とは、納税者である住民に国税として納めてもらうものです。特例法¹による個人住民税の引上げ期間終了後の2024年度から、1人年額1,000円を個人住民税とあわせて市町村が賦課徴収²します。

森林環境譲与税とは、徴収された森林環境税等を財源として国から都道府県と市町村に譲与されるものです。住民への賦課徴収に先駆けて2019年度から譲与されています。

森林環境譲与税は、森林の有無に関わらず森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされています。そのため、特に森林がない・少ない自治体にとっては、森林環境譲与税を活用してどのように森林整備等に資するか、その用途や効果を住民にどのように説明していくか、ということが課題になると考えられます。

そこで、本稿では森林環境税・森林環境譲与税について解説し、主に森林がない・少ない自治体が森林環境譲与税を活用するための視点を示していきます。

2. 森林環境税・森林環境譲与税とは

(1) 創設の趣旨

森林を取り巻く環境として、所有者がわからない森林の増加や、林業の担い手の不足等の課題を踏まえ、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、法という。）」が成立しました。これにより、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

(2) 譲与額の算出方法

市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分して算出されます（私有林人工林面積：林業就業者数：人口＝5：2：3）。都道府県にも、市町村の実施する施策を支援するためとして譲与されています。人口による按分が採用されているため、森林がない自治体にも森林環境譲与税が譲与されます。

(3) 森林環境譲与税の用途

法により用途が定められており、簡単にまとめると以下の通りです。

- ◇森林の整備に関する施策
- ◇森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- ◇森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ◇木材の利用の促進
- ◇その他の森林の整備の促進に関する施策

また、適正な用途に用いられることが担保されるように、市町村や都道府県は、森林環境譲与税の用途についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないということも記されています。

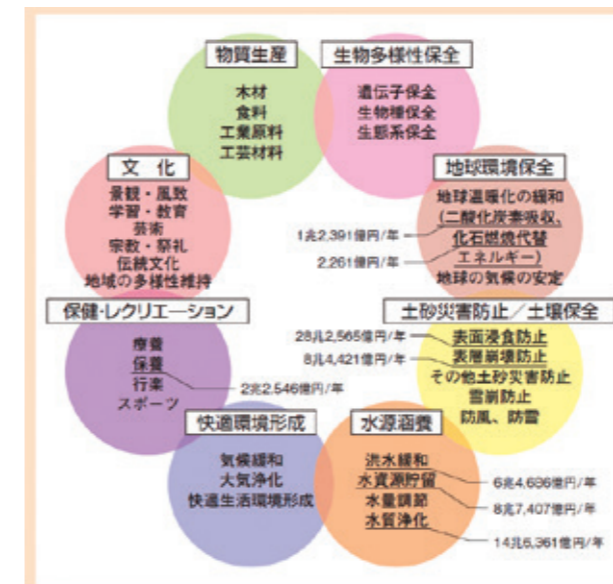
3. なぜ森林を整備する必要があるのか

法の第一条には、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性が謳われています。森林の有する公益的機能やその重要性とは何なのか。ここでは、法に出てくる用語とともに、森林整備の必要性について解説していきます。

(1) 森林の有する公益的機能

森林には様々な働きがあり、それを森林の多面的機能といいます（図表1）。森林の多面的機能には、公益的機能と木材等生産機能が含まれ、公益的機能とは水源涵養機能、土砂災害防止機能や土壌保全機能等国土の保全に関わる機能が代表的であり、国民は広くその恩恵を受けているとされています。

図表1 森林の多面的機能



〈出典〉平成25年度森林及び林業の動向
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/25hakusyo/pdf/5hon1-1.pdf> (2020年9月17日確認)

(2) パリ協定における森林の役割

日本はパリ協定³の枠組みの下、2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%

³ 2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する公平かつ実効的な法的枠組み

削減する目標を定めています。そして、26%の内の2%を森林吸収源対策によって確保することとしています。パリ協定では、「適正に手入れされている森林」の吸収量が削減目標の達成に利用することが認められていることもあり、森林の整備や保全等が必要とされています。

(3) 森林の状況

①日本の森林面積

2017年3月末現在国土面積3,780万haのうち約3分の2である2,505万haが森林です。森林面積のうち約4割の1,020万haを人工林が占めています。

②人工林/天然林・国有林/民有林

森林は所有形態と森林の成立過程で分けられており、法にある私有林人工林とは、私有林でありかつ人工林である森林を指します。

人工林と天然林は、成立過程による分け方です。人の手で植栽する等して成立するのが人工林であるのに対し、自然に成立していくのが天然林です。

国有林と民有林は所有者による分け方です。民有林に都道府県と市町村が有する公有林と、私有林が含まれます。

③植林の歴史と市町村による森林整備

戦中・戦後は、戦争資材・復興資材を供給するため全国的に森林の伐採が進み、森林が荒廃しましたが、昭和20年代に伐採跡地への植栽を積極的に実施したことで人工林が増加しました。人工林が木材として利用可能になるには約50年かかるといわれており、現在人工林の半数が木材として利用できる時期を迎えています。しかしながら、外国産の木材の輸入により林業の仕事が減少したことや高齢化の進展等から担い手が不足し、所有者不在の森林が増える等、手入れされていない森林が増加しています。

そこで、適正に手入れされていない森林について、市町村が主体となって森林整備等をするという制度⁴がつけられ、森林環境税及び森林環境譲与税はその財源となると言われています。

⁴ 森林管理法（2019年4月施行）に基づく森林経営管理制度

¹ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律
² 国や地方公共団体等が割当額を決定し、納税義務者へ通知し負担させること。